

山口県日本海海区
漁場計画（素案）

1 漁業権に関する事項

漁場計画番号 共第1号～共第46号 省略

漁場計画番号 区第1号～区第19号 省略

漁場計画番号 定第1号～定第9号 省略

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第21号	下関市豊浦町大字 涌田後地地先	次のA、B、C、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、D、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤東側基部 B 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤屈曲部に設置した標識 C 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤突端中央部 D 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤屈曲部に設置した標識 E 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤西側基部 点イ Cから109度50メートルの点 ロ Cから175度245メートルの点 ハ Cから226度290メートルの点 ニ Cから234度30分250メートルの点 ホ Cから258度465メートルの点 へ Cから288度30分430メートルの点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第22号	下関市豊浦町大字 涌田後地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ Aから349度16分433メートルの点 ロ Aから357度35分392メートルの点 ハ Aから4度3分238メートルの点 ニ Aから316度5分13メートルの点 ホ Aから299度42分143メートルの点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 23 号	下関市豊浦町 大字涌田後地 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点 A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ A から 200 度 15 分 92 メートルの点 ロ A から 218 度 26 分 736 メートルの点 ハ A から 237 度 11 分 739 メートルの点 ニ A から 275 度 54 分 269 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市豊浦町 大字涌田後地	

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし